

南宇和自動車教習所ご利用規約

お手続きに先立ち、『規約事項』を十分にご確認ください。

・入所に関する制限

下記に該当する方は入所できない場合があります。

- ① 法律で定められた年齢に達していない為、取得しようとする免許の受験資格がない方。
- ② 法律に定められた視力に満たない方、色盲の方、聴力・運動能力に障害があり、運転に支障のある方。（詳しくはご相談ください。入所できる場合があります。）
- ③ 運転免許取得に対して、不適切な持病をお持ちの方。（運転に支障がある障害及び運転に影響する病気(症状)がある方は、各都道府県の運転免許センターで「運転適性相談窓口」にて適性相談を受けてください。適性相談の結果、不適切となった方は受付できません。適性相談票は入所時に必ずお持ちください。）
- ④ 妊娠中の方。
- ⑤ 過去に交通事故・違反による行政処分で免許取消しとなり欠格期間を終了していない方、または欠格期間は終了しているが処分者講習を受講していない方。
- ⑥ 無免許運転による行政処分を受け、欠格期間を終了していない方。
- ⑦ 上記⑤⑥に該当する方は各都道府県の運転免許センターの「受験相談窓口」にてご自身で欠格期間の終了を確認の上、必要に応じて「運転経歴証明書」の発行を受け、教習所にご持参ください。
- ⑧ 日本語の読解が出来ない方。
- ⑨ 必要書類が不備の為、入所手続きに支障のある方。（視力をメガネ・コンタクト等で矯正している方で、メガネ・コンタクトを忘れた方も含みます。）
- ⑩ カラーコンタクト装着の場合は申し出てください。（眼鏡等の条件が付きます。）
- ⑪ 刺青・タトゥーのある方。
- ⑫ 暴力団関係者及び反社会勢力（企業が反社会勢力による被害を防止する指針 平成 19 年 6 月 19 日閣僚会議幹事会申告 参照）
- ⑬ 契約の成立後申込者が暴力団関係者及び反社会勢力に該当することが明らかになった場合に直ちに契約を解除し、一切の返金に応じることはいたしません。
- ⑭ 教習所において合宿教習及び集団生活に不適格と判断した場合。
- ⑮ 未成年者の方で入所に対して親権者の同意がない場合。（同意書記入必須）
- ⑯ 上記の全ての項目に関して虚偽の申請または該当した場合の入所申込は受付できません。

・参加者の義務

- ① 参加者は入所後、教習所の規則・宿泊先の規則・教習規則等の遵守及び教習所職員（教習指導員含む）の指示に従って頂きます。
- ② 参加者の故意による過失、法令及び公序良俗に反する行為、未成年者の教習所・宿泊施設その他での飲酒・喫煙、もしくは上記の規則等を守らない事により他の参加者及び教習所が損害を被る恐れがある場合、又は受けた場合は退所して頂きます。その場合、如何なる理由でも参加費用の返金及び交通費等の支給はありません。又、損害が発生した場合には損害賠償を請求する場合があります。
- ③ 参加者の故意ならびに自己都合、または不注意（病気も含む）による教習未受講の場合、キャンセル料及びその未受講によって生じる延泊宿泊費（食事含む）をお支払いいただきます。
- ④ 合宿期間中は原則として一時帰宅はできません。やむを得ない理由により一時帰宅する場合、教習所の許可を得て一時帰宅となります。その際に生じる日程の延期、追加料金発生等については異議申し立てをしないものとします。

・キャンセルとキャンセル料

- ① 予約成立以降にお客様の都合によりキャンセルをされた場合は下記のキャンセル料をお支払いいただきます。申し込み～入所7日前まで 10,000円（税込）入所6日前～当日まで 20,000円（税込）教習料金をお支払済みの場合はキャンセル料及び振込手数料を差引き返金いたします。

・中途解約（入所後）

- ① 中途解約とは、教習所にて入所手続きや適性検査（視力検査等）を受けた後、あるいは教習を受けるため宿泊した後、参加者の都合で教習を中止した場合をいいます。
- ② 合宿期間中に教習所及び宿泊施設から無断で離れ、連絡がない場合も中途解約とみなします。その場合外泊期間中の宿泊費も実費に含みます。

・中途解約清算方法

- ① 入所後、参加者の都合により中途退所をされる場合は、所定の計算方法に基づき、当日までの必要費用の実費を差引いた金額を教習所より返金いたします。転所の場合も同じです。※ただし、教習の進度によっては返金できない場合、あるいは追加料金が発生し請求する場合がございます。

- ② 必要費用の実費とは、入所料金・学科教習料金・技能教習料金・検定料・宿泊料・食事費用・その他諸経費のことを指します。また、往復交通費は参加者の自己負担となります。

・解除権

- ① 地震・津波・台風・水害・積雪等の天災地変、労働争議、官公庁命令、法令の制定・改廃、不可抗力、その他やむを得ない事由により安全かつ円滑な教習実施が不可能と教習所が判断した場合は契約の解除をいたします。

・免責事項

教習生が下記に例示するような事由により損害を被られた場合において教習所は責任を負いません。

- ① 入所時の適性検査（視力検査等）・学力テストで不適切となり入所できなかった場合。
- ② 中途解約。
- ③ 合宿期間中の参加者や相手による故意または不注意による事故・盗難・いたずら・傷病等により被った損害。
- ④ 教習中の事故による損害で教習所が加入する損害保険の補償範囲の限度を超え被った損害。
- ⑤ 教習所・宿泊施設の責によらずに生じた損害。
- ⑥ 自由行動時の事故、食中毒、疾病、盗難、その他、教習所の責に帰さざる事由により生じた損害。
- ⑦ 天災、地震、津波等による損害。

・卒業最短日数

- ① 入所日から卒業日までの最短日数は定められていますが、お客様の習得状況および台風、大雪、大雨、地震などの自然災害の諸事情により卒業日が延びる場合もあります。
- ② 仮免学科試験に3回以上不合格（通常は1回程度で合格）の方は、一時帰宅（交通費自己負担）をしていただき、現住所地の試験場にて仮免学科試験合格後、再入所していただく場合もあります。卒業予定日をご計画される際は、必ず余裕をお持ちの上、ご入所ください。

・その他

- ① お客様による故意、または不注意による教習遅延(技能検定・学科試験不合格の場合も含む)の場合は、保証内容の対象外となります。
- ② 料金に含まれている保証内容は教習所の教習日程に従った時のみ有効とし、自己都合での教習遅延・延泊は対象外となります。
- ③ 入所時の適性検査(視力検査等)の結果如何によっては入所できない場合がございます。その場合の交通費は自己負担となります。
- ④ 卒業までの最短日数を掲載しておりますが、入所日、教習の進捗状況、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆、その他の天候等により教習が実施されない場合などは、卒業までの日数が変更となる場合がございます。またお客様の能力によっても異なってきますので予めご了承下さい。

上記の南宇和自動車教習所の規約に同意して頂ける方は署名捺印願います。

20才未満・学生の方は親権者の署名捺印もお願いします。

ご本人(免許取得希望者)

住所 _____

氏名 _____ ⑩

生年月日 昭和・平成 年 月 日

TEL _____ 携帯 _____

親権者(法定代理人)

住所 _____

氏名 _____ ⑩ 取得者との続柄 ()

TEL _____ 確認の連絡をさせていただきます。

携帯 _____